

すこやか 健保



★ Special Issue

「女性版骨太の方針2023」

期待される女性活躍の環境整備

政府は6月16日、国の予算編成や経済財政運営の指針となる「骨太の方針2023」を決定しました。多岐にわたる課題の中で女性の活躍にも焦点を当てています。その前提になったのが「すべての女性が輝く社会づくり本部」と「男女共同参画推進本部」の合同会議が13日に決定した「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」（女性版骨太の方針2023）です。

同方針では、全ての人が生きがいを感じ、多様性が尊重される持続的な社会の実現のため①女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けた取り組みの推進、②女性の所得向上・経済的自立に向けた取り組みの強化などが重点事項に挙げられています。①では女性登用を加速化するため、プライム市場上場企業において、2025年を目途に女性役員を1名以上、30年までに女性役員比率を30%以上の数値目標を設定、②では被用者が新たに106万円の壁を超えても手取りの逆転を生じさせないための当

面の対応を今年中に実行し、さらに制度の見直しに取り組みとしています。

注目されるのはこの「年収の壁」問題。結婚後、パートで働く女性には4つの年収の壁があります。まずは税金の壁で103万円を超えると所得税がかかります。次は社会保険の壁で、従業員数101人以上（24年10月以降は51人以上）の企業では社会保険への加入が必要となり、第1の壁として収入106万円超で発生する保険料の負担があります。第2の壁が130万円超で企業規模にかかわらず社会保険への加入が義務付けられます。最後が再び税金の壁で150万円を超えると、夫の配偶者特別控除額が段階的に減少していきます。

パートの方は、この103万円や106万円を超えないよう勤務時間を調整するのですが、これが低賃金や女性の活躍の場を狭める要因と指摘されており、この解決に向けた政府の対応が注目されます。

知っておきたい！ 健保のコト

VOL.51

海外療養費とは

この夏休みを利用して海外旅行に行かれる方も多いのではないのでしょうか。海外旅行で気になるのは、見知らぬ土地で急な病気などに罹った場合。海外旅行中に診療を受けた場合は帰国後、健保組合等加入している医療保険者に申請すれば療養費として医療費の一部が戻ってきます。これが「海外療養費」です。

対象となるのは日本国内で保険診療として行われている医療行為や医薬品のみです。美容整形や治療を目的として海外へ渡航し診療等を受けた場合は対象外です。なお、最近海外出産に係る不正請求が増え、その対策・審査が強化されました。申請時の注意は次の3点。

第1は、国内で同様の傷病に対する標準的な保険診療の金額と実際に海外の医療機関に支払った金額のいずれか低い額から、自己負担相当額（原則3割）を差し引いた額が「海外療養費」として支払われます。

第2は、健保組合等に提出する「海外療養費支給申請書」に、領収書の原本の他、診察した医師に記載してもらう診療内容明細書・領収明細書とその日本語訳、旅券または航空券の写し、診察した医師への照会に係る同意書等の添付書類が必要になります。

第3は、外貨で支払われた医療費は、支給決定日の外国為替換算率（売レート）が適用されます。

事前に健保組合等のホームページで申請に必要な手続き・書類を確認しておくといでしょう。